

警察による市民のインターネットへのアクセスやメールの常時監視を可能とする「コンピュータ監視法」の制定に抗議する

■政府は6月17日に、「コンピュータ監視法案」(「サイバー犯罪法案」)を参議院で可決・成立させました。「コンピュータ監視法」には、①警察に令状なしでインターネット接続業者や大学・研究機関・企業に対して通信履歴(サイトへのアクセス記録、メールの発信先・発信元・日時・件名)の保全を要請することを認める、②コンピュータウイルス作成罪の新設、③接続サーバに保管されている自己作成データの差押えを認めるなど、警察による市民のインターネットの利用・メール通信や電子データの監視・捜査を強化する内容が盛り込まれました。

■この「コンピュータ監視法」は、自民党政権時に廃案になった「共謀罪関連法案」から共謀罪等を新設する部分をのぞいたところを法制化したものです。

■政府は「サイバー犯罪」対策の強化を名分にして「コンピュータ監視法」を成立させました。しかし、警察による市民のインターネットへのアクセスやメールの常時監視を可能とする「コンピュータ監視法」は、憲法が保障する通信の秘密やプライバシーを侵害するものであり、認められません。

バシーの保護に役立たない機関ではないというのがこの制度です。最後に費用対効果についてですが、政府ではほとんど試算はしていません。かなり莫大な費用が掛かるという

うことは間違いないわけですが、ちゃんと削れる費用はいくらなのか、その時にいまの制度ではだめなのか、というのをよくよく考えなければならぬと思います。また、情報漏洩等の被

害を受けた方々への被害回復のための費用を考慮することも必須だと思います。

【↓ 東京新聞 2011年4月21日付】



(当会共同代表の田島泰彦・上智大教授のコメントが掲載されています)